

高知県非住宅建築物木造化促進事業について

※事業区分1及び2が対象です

事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	補助率等
1 CLT等を用いた建築物の実証等	建築物の設計	(1) 設計費 (2) 建築に必要となる部材の試験等に要する経費	市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備する者及び高知県内に非住宅建築物を整備する建築主	2分の1以内 （上限500万円/棟）
2 非住宅木造建築物の整備	建築物の設計	設計費	高知県林業活性化推進協議会	2分の1以内 （上限300万円/棟）
3 非住宅木造建築の研修	研修会の実施	非住宅建築物の普及及び技術向上のため、施主・建築士を対象とした研修会の開催に係る経費	高知県林業活性化推進協議会	定額（10分の10以内）

- (注) 1 補助対象経費は、国又は県のその他の補助事業の対象となっていないものとする。
- 2 補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率等を乗じて算出された金額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。
- 3 事業区分1と2は、いずれかの区分において1事業主体当たり1施設とし、前年度までに当該事業又は高知県CLT建築促進事業により補助金の交付決定を受けた建築物は、補助の対象外とする。
- 4 事業区分1と2は、特段の事情がある場合を除き、県が行う建築積算の分析等への成果品の使用並びに、CLT建築推進協議会及び高知県林業活性化推進協議会が行う見学会及び調査の実施に協力するものとする。
- 5 事業区分1にあつては、次によること。
- ①高知県内に整備する非住宅建築物（ただし、1棟当たりの延べ床面積が500m²以上の集合住宅を含める。）の設計に要する経費とする。
 - ②構造用として用いるCLTの使用量は、延べ床面積1m²当たりおおむね0.05m³以上とする。
 - ③補助対象経費のうち(1)設計費は、設計委託に要する経費とする。
 - ④補助対象経費のうち(2)建築に必要となる部材の試験等に要する経費は、部材の性能試験のために必要となる試験体の作成費（材料費及び工事請負費）、試験機関の手数料及び委託料とする。
- 6 事業区分2にあつては、次によること。
- ①設計費は、高知県内に整備する非住宅建築物（公営住宅を含む。）の設計委託に要する経費とする。
 - ②対象となる建築物は、耐火建築物、準耐火建築物及び延べ床面積がおおむね500m²以上の建築物及び県内事業者が県産材を用いておおむね5年以内に構造用として開発した製品（A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン及びSWP）を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。
 - ③高知県産の木材を活用した製材品の使用量は、延べ床面積1m²当たりおおむね0.18m³以上とする。
 - ④設計図書等には「原則として高知県産材を活用した製材品等」を明記するなど、県産材の活用に留意すること。

令和3年度 高知県非住宅建築物木造化促進事業要望調査

事業主体					
建築場所					
施設名					
用途					
構造					
階数					
延べ床面積 (m ²)					
耐火建築物等の有無 <small>(該当するものに○を付けてください)</small>	耐火建築物 ・ 準耐火建築物 ・ どちらでもない				
構造用製品の使用 ※ <small>(該当するものに○を付けてください)</small>	使用する (製品名:) ・ 使用しない				
県産木材の製材品の 使用量	m ³				
施設の概要 (特徴、活用方法、 利用者数等)					
事業予定期間	基本設計: 年 月 ~ 年 月 実施設計: 年 月 ~ 年 月 建築工事: 年 月 ~ 年 月 供用開始: 年 月 ~				
事業費の負担区分 (単位: 千円)	事業費 (消費税込)	補助対象額	県補助金	市町村	その他

※県内事業者が県産材を用いて概ね5年以内に構造用として開発した製品
(例: SWP、重ね透かし梁、A型トラス、木質ラーメン)